

## 犯罪者のトレーシング

### Tracing of Criminals

#### — 過去・現在・将来 —

#### — Past, Present and Future —

西村 春夫

Haruo NISHIMURA

常磐大学大学院被害者学研究科 Graduate School of Victimology, Tokiwa University

## 1. 序

今まで犯罪学，刑事司法政策学においてはトレーシングという語を使ってこなかった。ではそのような概念がなかったかという点，そうではない。同類の概念としては，追跡 (follow-up)，予後 (prognosis)，コホート分析，発達犯罪学 (developmental criminology)，違反行動の監視 (monitoring)，カネの追跡 (資金洗浄などの犯罪立証のため) などがある。これらに共通して言えることは，先ず犯罪，非行，社会的逸脱行動を定義し，犯罪者個人か，犯罪者集団のひとり一人を対象にして，彼らの犯罪的所産を識別・記録することである。追跡の対象は，犯罪者 (非行少年，問題少年，普通の子どもなど，以下犯罪者をもって総称する) という実在者，犯罪履歴，及び人の中に存在するとされる犯罪性という概念構成物，カネやモノの情報，である。以下，犯罪学的，刑事司法政策学的研究において，ここに言うところのトレーシングがいかなる目的でどのように利用されてきたか，過去，現在，将来に分けて論じる。

## 2. 過去

非行化や再犯の予測研究，犯罪者の生涯の犯罪パターン研究の道具としてトレーシングは用いられた。

### (1) 一般少年の非行化要因の決定のための追跡

今次戦争の直後，グリュック夫妻の非行の早期予測研究が日本の犯罪学にもたらされた (文献2)。それまでの経験知による推測と画期的に異なっていたのは，

- 1) 数量的、確率的予測であること、
- 2) 一般少年が将来非行化する蓋然性を小学校入学期に測定したこと（早期予測というゆえんである）、

である。

非行のある者とない者の比較統計分析に訴えて非行化の因子を抽出したが、それぞれ500名サンプルを確定するのに子どもの詳細な履歴を遡った。社会的背景、心理検査による性格特性、精神医学的人格特性の観点から作成された3種類の、それぞれ5因子から成る予測表がその成果である。たとえば、社会的背景からの予測表の5因子とは、

- a) 父による少年のしつけ（厳格すぎあるいは気まぐれ 71.8 点，ゆるやか 59.8，確固かつ親切 9.3）
- b) 母による少年の監督（略）
- c) 少年に対する父の愛情（略）
- d) 少年に対する母の愛情（略）
- e) 家族間の結合（なし 96.9 点，多少あり 61.3，あり 20.6）

である。

子どもを診断して得られた結果を上記重み付けられた点数に換算，5得点を合算して，たとえば，350-399点の子どもは非行の確率は90%という数字になる。余談であるが，別の学者がこの2群のサンプルの50年後（？）の犯罪・非行実態を検証した。

## (2) 再犯の危険因子の決定のためのトレーシング

警察で検挙した少年にどのような処遇意見（不処分とか少年院送致とか）を付して家庭裁判所に送致するかは少年警察の決められた役割であり，刑務所や少年院などの施設を出た人が再犯するかどうかは施設側の関心事である。とくに仮釈放，仮退院の審査に当たっては，恣意的でない判断材料が必要である。ある程度科学的証拠をもって行うとすれば，再犯の危険因子を知っておく必要がある。たとえば，臨床医学で心筋梗塞の危険因子を知るのと同じ考え方である。釈放前に多くの項目（生育環境，性格，社会環境，施設での行状など）を予め調べてデータとして残しておき，釈放後一定期間追跡し，再犯群と非-再犯群に分け，両者を判別するのに有効な変数を統計的に抽出する（文献1）。上記グリュックの予測法に触発されて警察庁が研究したのは男子初犯少年の「非行危険性判定法」旧版であり，その旧版の改正案が示すところの予測7因子は以下，



- 1) 過去1年間の家出
- 2) 過去一緒にいる父母
- 3) 過去1年間の怠学
- 4) 年齢
- 5) 非行の罪種
- 6) 家族の問題行動
- 7) 非行の動機

である(文献4)。

### (3) 個人の生涯に渡る犯罪パターンを識別するための回顧的トレーシング

精神医学者吉益脩夫は犯罪生活曲線という犯罪パターンを考案した(文献5)。パターンは a. 犯罪の始期, b. 犯罪の方向(異種, 同種など), c. 刑の反復と間隔(釈放後次の犯行までの期間)からなる。西村らは警察庁に保管されている指紋原紙を用い、昭和7年3月と9月生まれの犯歴保有者(男性1347, 女性247, 調査時45歳)を全数抽出し、犯罪パターンを分析した。

### (4) 犯罪・非行の年齢コホート分析や発達犯罪学で使われる長期縦断的(longitudinal)トレーシング

生年を同じくする子どもを集め、ひとり一人を10年, 20年と追跡し、その間、犯罪・非行の生起と終息を記録し、一方、様々な生活状況の変化を記録、分析し、犯罪や非行におちいる条件、終息する条件を明らかにする。米国ではデンヴァー、ロチェスター、ピッツバーグの3研究、英国ではケンブリッジ研究である。日本にはこの種の研究は行われていない。

## 3. 現在

犯罪者のトレーシングの現在を論じる時、リスク社会という文脈のなかで論じる必要がある。リスク社会という社会的メッセージが大衆に盛んに発信されているからである。リスクは元々、人が行為をするべく意思決定をしようとする時、行為の帰結が不分明で結果生起の主観的確率情報のみが知られている事態を示す概念である。結果は好ましい結果と好ましくない結果の複合である。好ましくない結果を若干予想しても敢えて行為を選択するだろう。賭け、冒険の心理である。犯罪学では特定の犯罪者の再び犯罪におちいる統計的確率(一旦刑事司法に継続した者が再犯する確率を危険性と称する。第三者が計算する客観的確率である)、または被害者の犯罪被害に遭う確率を指していたが、今は以下のよ

うな大きな社会問題との関連で使われる幅広い概念となりつつある（文献7，一部筆者追補）。「リスク社会」はレトリックとして今や過剰使用（文献8），あるいは歪曲使用されるのである。

- 1) 主権国家の権力の低下（自警意識の高まり，企業の影響力の増大）
- 2) 国家間連合の拡大（ヨーロッパ連合など，国を越えての危険の伝搬）
- 3) 経済移民，避難民，亡命希望者の大量移住，人身取引
- 4) 貧困，失業，雇用不安，ワーキングプア
- 5) よそ者による組織犯罪，資金洗浄
- 6) テロ，戦争，大量破壊兵器
- 7) 環境汚染，温暖化，食品汚染，病気

これらの社会問題の存在は地域的，社会的，国家的，世界的な統制の失敗から来るものと説かれ，その結果人々は生命や生活が脅かされる危険状態つまりリスクに直面しているという認識が瀰漫し，非合理的な感情反応として，不安，恐怖を引き起こす。一概に非合理的とは言えないのは，通常，自分の住む近辺では不安や恐怖は少ないと思っているが，全国では不安や恐怖は高いというように区別して認識していることである。不安や恐怖が引き起こされるだけではなく，リスクからの安全（safety）への過度の関心が社会正義や自由（freedom）を脅かす懸念がある（文献13）。不安や恐怖への対処の政策としては，

- 1) 一方で，安全を大量に配達する公権力が生まれ（自由国家の衰退，安全国家の誕生を意味する），それは国家の予算的負担の増大をもたらす（国民が安全の配達を強く要望するから，公権力自体が自己増殖を画策するからという理屈）。
- 2) 他方で，国民が安全を買うことは善であるという意識が作られ，各自で安全を確保することは道徳的責任だとされ，市場としての安全警備産業が盛んになる。

#### (5) 大衆の不安恐怖を低減させるためのトレーシング

不安，恐怖感情を低減させるための方法の一つとしてトレーシングシステムの構築，その結果の公表がある。トレーシングが有効な領域がある。食材履歴の追求，国民の病歴管理の一元化（一見，病気予防上，善いことかもしれないが，これは自己情報コントロール権と対立するかもしれない），テロリストの履歴追跡などのシステム化が図られる。このようにして国家は諸方面のリスクと戦い，大衆の不安恐怖を低減するよう強く期待されるから，安全実現のため，また主観的安心感情の水準アップという目的のため規制・統制の手段を際限なく拡大発展させる路線を走る。歯止めが掛かるのだろうか

（文献10）。安全が第一，安全のためには危険の予防が至上命題であり，その際，個人の尊厳，人間の自由は2の次であるという思想が当然のこととして社会の各方面に受け



入れられる。つまり自由と並んで安全が憲法上の基本権に基づくものであるかのように大衆迎合主義の政治家の旗振りで皆が考えるようになる状況が生まれる、現に生まれつつある（文献10）。学者の歯止め論は弱々しく見えてくる。冷静に考えれば、予防的に対処する方がよいリスクもあろうが、事後的、あるいは個人の尊厳、人間の自由の枠内で限定的に対処するべきリスクもある。社会構造的に対処するべきリスクもある（11）。

#### （6）犯罪者、非行少年の処遇効果の評価のためのトレーシング

アメリカで、1937から1947にかけて行われたケンブリッジーサマービル青少年研究が著名である。地域の不良化傾向のある子どもを2群に分け一方には心理的、社会的ケアを実施し、他方は何もしないでにおいて、8-10年後の非行率を算定した。予想に反し、処遇の有効性は検証されなかった（文献9）。現在日本の刑務所ではたとえば、性犯罪の再犯防止指導、薬物依存からの離脱指導、就労支援指導を行っているが、指導の効果の有無を比較する追跡的研究は行われていない。

#### （7）行動監視のためのトレーシング

居所の自己申告、規則順守の強制、電子監視、カメラ監視、諜報活動、GPS使用などにより常時あるいは適時に行動監視と映像の記録化を行う。目的は、ルール違反の発見と即時介入、危険な犯罪者の所在確認、ルール違反の事前抑制、被害の予防、一般的不安や恐怖の低減、犯人の識別、居宅での拘禁同様の扱いとされる。

監視の対象は、施設内の収容者の挙動、釈放された犯罪者の生活行動、オープンスペースにおける人々の行動、特定域内の行動である。安全安心のためとして監視トレーシングは際限なく進む恐れがある。監視結果としての情報とその利用と、情報自己決定権ないし自己情報コントロール権との間には対立的摩擦があることをトレーシング立案・実施者は知るべきである（文献12）

### 4. 将来

リスクに対処するためにトレーシングが実態として行われ、何人もそれに反対できない状況が我々の周囲をかこみつつある。安全安心は社会福祉、犯罪学、刑事司法政策、社会学、心理学、政治学、法思想にまたがる広い領域での問題となっている。現代から将来に掛け安全安心（安全はある程度客観的に測定され得るからよいとして、安心という個人経験的な心情については分けて分析する必要がある（文献10））が政治課題、つまり大衆迎合的政治家にとって国民統治上の格好のテーマとなる次第である。安全安心に訴えることが選挙の得票率を確実に増すからである。

大衆迎合的刑事司法政策は次のような誤りの前提に立っている。

- 1) 安全安心はワンセットである
- 2) 安全安心の実現は国家と国民の共なる道義的義務である
- 3) 安全安心な地域社会を造れば犯罪は減少する
- 4) 安全安心はそれ自体一つの優越的な価値である
- 5) 安全世界のなかに始めてはじめて人間の自由がある
- 6) リスク管理は国民の自己責任で行うのが相当である
- 7) 危険な犯罪者は他の人間たちと異なっている
- 8) 犯罪者は法の違反者であるゆえに国家の刑罰が相当である
- 9) 犯罪者の人格的危険性を減らせば再犯しなくなる
- 10) 刑務所で治療・処遇プログラムを作れば犯罪者はそれに参加する
- 11) 犯罪リスクの対処は当初の企画通り実現する
- 12) 刑事司法官僚の独善をただすのは大衆の判断力である

リスク管理—トレーシングの政策課題として次の事項を指摘する。

1. トレーシングのコスト—便益分析を行うべきである。この提案は刑事司法への経営管理思想の導入と軌を一にする考えであるから望ましいと思って導入したことが望ましくない結果を生むかもしれない。
2. 時代は、法の支配→限定的・非恣意的な法執行→行動の予測可能性→自由なる社会というサイクルが止まり、リスク瀰漫→広範囲トレーシング→安全の中の自由→安全安心社会というサイクルで高速で動くことになるか。このサイクルを断ち切るか、逆転させることが出来るか。
3. トレーシングにおいて公益と私益の葛藤、安全の獲得という目的がどの程度、獲得手段を正当化するか。我が国は公益のためには簡単に私益は制限される風土である。

最後に、スープ物語を述べて閉じることにしたい。復讐、報復、リスク社会、敵味方刑法、毅然・厳罰、危険分子の排除、ゼロトレランス、危険回避、危険予防、安全安心、という具（キーワード）から成るスープ（政策課題）は大衆や大衆迎合的政治家にとって飲みやすいスープ（理解しやすく着想しやすい政策課題）である。現代はスープがサーブされるばかりで咀嚼を要する固い主菜は給仕されない。固い主菜は上記キーワードの反意語を想像すれば見当がつく類である。ここで主菜中の主菜とは、（1）犯罪の本質についての再考、（2）刑事大衆主義からの脱出である。前者については、犯罪を法律違反行為と



とらず、a. 絶えざる議論の積み重ねの結果として社会で共有されるようになる正邪 (right or wrong) 意識に照らして判断される邪, b. 人に及ぼす害悪 (harm) であるとみる (文献 13)。邪にはその大きさに比例した非難があり、害悪には償いがある。害悪を及ぼす人と及ぼされる人とは厳然と区別されるものではなく、関係を結んでいる。ここで害悪とは刑法上の犯罪類型ではなく、人の外面、内面の傷、経験、思いである。後者 (2) については、刑事大衆主義に別の見方、考え方を絶えず提案していくことであるが、道は近きでないことを改めて知れば、現代は報告者からみて決して楽観論の場ではない。

## 文献

- [1] 林知己夫, 西村克彦, 仮釈放の研究, 東大出版会, 東京, 1955.
- [2] S. グリュック, E. グリュック, 少年非行の解明, 大蔵省印刷局, 東京, 1953.  
(原著は 1950)
- [4] 松本巖他, “非行危険性判定法による再非行の予測について,” 科警研報告防犯少年編, vol. 4, no. 1, pp. 1-8, 1963.
- [5] 吉益脩夫, 犯罪心理学, 東洋書館, 東京, 1952.
- [6] 西村春夫他, “昭和 7 年生まれの男子犯歴者の犯歴追跡,” 科警研報告防犯少年編, 昭和 7 年生まれシリーズは vol. 20, no. 2, pp. 85-92, Dec. 1980; vol. 21, no. 2, pp. 16-27, Dec. 1980; vol. 22, no. 1, pp. 76-89, July. 1981; vol. 22, no. 2, pp. 17-31, Dec. 1981, の 4 編がある。
- [7] J. Goodey, Victims and Victimology, Pearson Education, Edinburgh Gate, 2005.
- [8] 長谷部恭男, “国家は撤退したか,” ジュリスト, no. 1356, pp. 2-4, May. 2008.
- [9] J. McCord, “Learning How to Learn and Its Sequelae.” In Lessons in Criminology, eds. G. Geis and M. Dodge, Anderson Publishing, Cincinnati.
- [10] 西原博史, “リスク社会・予防原則・比例原則,” ジュリスト, no. 1356, pp. 75-81, May. 2008.
- [11] 森英樹, “「戦う安全国家」と個人の尊厳,” ジュリスト, no. 1356, pp. 57-65, May. 2008.
- [12] 小山剛, “監視国家と法治国家,” ジュリスト, no. 1356, pp. 48-56, May. 2008.
- [13] B. Hudson, Justice in the Risk Society, SAGE Publications, London, 2003.

## 1. 序

今まで犯罪学、刑事司法政策学においてはトレーシングという語を使ってこなかった。ではそのような概念がなかったかという、そうではない。同類の概念としては、追跡 (follow-up)、予後 (prognosis)、コホート分析、発達犯罪学 (developmental criminology)、違反行動の監視 (monitoring)、カネの追跡 (資金洗浄などの犯罪立証のため) などがある。これらに共通して言えることは、先ず犯罪、非行、社会的逸脱行動を定義し、犯罪者個人か、犯罪者集団のひとり一人を対象にして、彼らの犯罪的所産を識別・記録することである。追跡の対象は、犯罪者 (非行少年、問題少年、普通の子どもなど、以下犯罪者をもって総称する) という実在人、犯罪履歴、及び人の中に存在するとされる犯罪性という概念構成物、カネやモノの情報、である。以下、犯罪学的、刑事司法政策学的研究において、ここに言うところのトレーシングがいかなる目的でどのように利用されてきたか、過去、現在、将来に分けて論じる。

今回の報告は、1) 犯罪・非行、刑事司法政策を研究し、あるいは実践する際トレーシングがどのように利用されてきたか、将来利用されることになるかを解説し、2) 近時の犯罪学、刑罰学、社会統制研究、刑事司法政策学が、実証的研究 (「現にある」の分析) を基盤にして政策的研究 (実現可能な実践の探求) が高度技術を駆使して進められているのはよいとしても、規範論的研究 (「あるべきか」についての議論、正義、自由、人権の論争) を等閑視している点を指摘する。リスク社会の奔流のなかにあつて犯罪学や刑罰学が政策決定の道具的学問の様相を益々強め、正義や自由・平等・友愛の議論を回避する現実を指摘する。

法治主義、または法の支配は法哲学、政治思想の概念であるが、リスク社会の怒濤のなかにあつて揺れている。元々は行政や司法は議会の作った法律によって行われなければならないとする原理原則であるとされる。それは国民と国家との一つの社会契約であろう。それは独裁者政治や大岡裁きを否定し、国民の権利と自由を保障することを目指すものである。つまり政府や司法府に勝手なことをさせないため法律の網をかぶせる立憲主義国家のシステムである。ところが社会に危険信号が強烈に点滅し、安全安心のためのリスク管理を第一義とする国家体制が出現すると国民に法の網をかぶせるというように主客転倒現象が起こる。つまり大衆迎合的政治家は、リスク回避は大衆の基本的要望だと称し法の名において巧みに違反分子を摘発し、危険分子を拘束し、厳しく刑罰を科す政策をとるよう訴える。このような情勢であるとする、トレーシングはどう位置づけられるかを考えたい。

## 2. 過去



大皿女性殺人事件

(事件) 殺人、身体遺棄、逃走経緯、三六夜、母、風俗店

Pは、昭和四十六年三月三日から五月一日までのわずか二日間に、八人の女性を殺害してその死体を遺棄した。女性は一六歳から二一歳までの、いずれも若い娘の女性であった。彼女らは、最新型のスポーツカーに乗り、ベレー帽をかぶり、ロシア人風のルパンカを着た中年男で

あるPに手をかけられて同乗し、性的虐待をうけた後に、殺害、遺棄されたものである。

なすに、この期間にも手をかけられた若くは二〇人から二五〇人、そのうち「痴情の魔師で痴情の相手をする」「悪魔だが、悪魔になるべくたまふか」「十二しめなたまふ話したい」などという未知の中年男性の口から出て、トランプに宛じた者は三〇人から三六人といわれる。この中には性的虐待をうけたにとどまった人と殺された人といえる。

Pの系系には犯罪者や異常な性格者が多い。Pの母方祖母には、女ながらに痴情と痴情の事件がある。彼女の弟は、若いころからの犯罪者で、殺人、強盗、強姦罪人などの犯罪をかまされ、刑務所内で獄死した。Pの母は私生母であるが、その父と見られる者Pの母方祖父にも痴情の事件が記録されている。また母の異父弟は死ぬまでに精神異常を示したといわれ、またその二人の子のうち一人は痴情の犯罪が二件ある。母自身には犯罪歴はないが、自己中心性、男性父性性、虚栄心などのきわめて強い異常な性格の人である。

父方には犯罪者がいないが、父の兄が人かん痴情をもち、父自身は痴情管理施設での痴情交遊施設で、それぞれ罰金を払ったことがある。彼は女房が早く、息子の痴情と性的関係を築いたといわれる。

問題は八人で二人が未判した。兄にも痴情管理施設の事件があり、その子も二人のうち一人は痴情管理などで服役している。ただし四人の妹やその子どもには問題がない。

Pは、昭和一〇年に生まれた。すでに兄と姉がいたが、母は女中かPを愛し、それは成人後もつづいた。

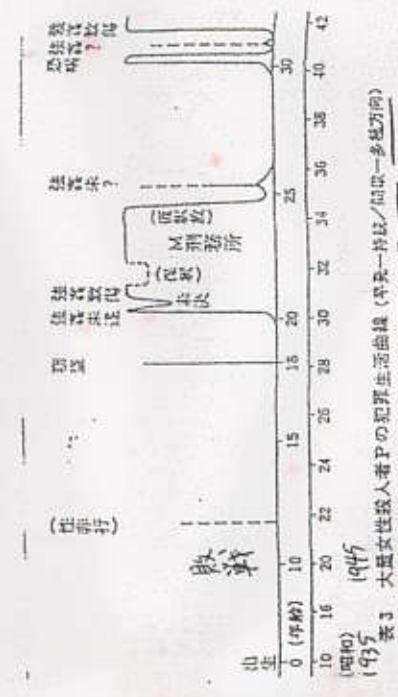
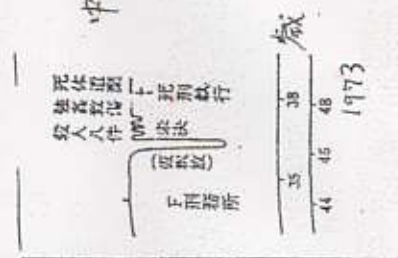
Pは元氣のよい、いたずら好きで子どもとして成長したが、学校の成績は悪しくなく、青年が進むに従って中位から下位に落ち、とくに数学や英語が苦手だった。香波の記録によると、小学校二年のころからすでに外環な言葉を早急で口にし、六年のときには女の子を胸の中に押しこんで、下着を脱がせていた。中学生になると「口先がうまく、人なまらず才能、胆気、鋭いおもしろいなどの欺瞞性、虚栄心などが記録されている。犯罪者の生活史を聞くと、その異常性は母や叔母の養育が、すでに子ども時代から認められることがまれでない。

中学生頃には家の飼育を手伝ったり、その腕もないのに電氣屋を聞いてすくにつづいたり、牛乳販売を営みたりしていた。公認の犯罪記録は一八歳からはじまる。

- 1 窃盗(八件、現金、電氣器具など)、昭和二八年七月―翌一九年一月、不起訴。
- 2 窃盗未遂(二十歳の少女)、昭和三〇年七月、懲役一年六月、執行猶予付。
- 3 強姦(二七歳の少女)、昭和三〇年一二月、懲役二年(三四年二月まで服役)。
- 4 強姦(牛乳販売の同業者を脅し、金を取る)、昭和四〇年六月、懲役一年、執行猶予付。
- 5 強姦(二〇歳の西大生)、昭和四二年二月、懲役三年六月(昭和四六年三月六日に懲役を終えるまで、刑務所に服役)。

なお、このほかにも痴情管理施設(主にメント施設)が八人いる。二五歳のときに遺棄未遂で訴えられたが訴訟でおさめたことがある。この二六歳のときに知り合った女性と一年後に結婚して二人の子をもうけたが、彼女の性癖は強自で、痴情中はキエーしなかつたといふ。しかし、結婚後も、痴情管理施設になると一人を出る、一〇時までは帰らず、眠れなくて「非合性活動なのになにもしていかはれない」と言えた。三二歳のときに、近くの母子家庭の高校一年生を強姦して金を取った。ほかに結婚した女が妻に暴行をまたりしたこともある。一方、刑務所の中では同性愛行為などで罰せられた記録はなく、医務室までもらっている。性根が鈍鈍不能なほど強い(サキ、フー、ウ)といっわけではなとそうである。

中田からよる精神鑑定



下の子、痴情、痴情管理施設、痴情管理施設